

第六條第二項中「規則で定める」を「規則」に改める。

第十條第五十一号中「行つた」を「行つた」に改め、同條第五十四号中「特許法第八十六條第三項本文に規定する情報について請求する場合であつて同項ただし書（実用新案法第五十五條第一項において読み替へて準用する場合を含む。次号及び第五十六号において同じ。）に該当する場合及び」を削り、同條第五十五号及び第五十六号中（特許法第八十六條第三項本文に規定する情報について請求する場合であつて同項ただし書に該当する場合を除く。）を削り、同條第五十七号中（法第十二條第三項において準用する特許法第八十六條第三項本文に規定する情報について請求する場合であつて同項ただし書（実用新案法第五十五條第一項において読み替へて準用する場合を含む。次号において同じ。）に該当する場合を除く。）を削り、同條第五十八号中（法第十二條第三項において準用する特許法第八十六條第三項本文に規定する情報について請求する場合であつて同項ただし書に該当する場合及び国際意匠登録出願に係る情報（拒絶査定等に対する審判に係るものを除く。）について請求する場合を除く。）を削る。

第二十三條第一号イ中「及び第五十一号から第五十二号まで」を「第五十一号及び第五十二号」に改め、同号ヲをソとし、同号ヨ中「この号ヲ」を「この号ソ」に「から力まで」を「からタまで」に改め、同号ヨをレとし、同号ルから力までを二ずつ繰り下げ、同号ヌをルとし、ルの次に次のように加える。

ヨ 意匠法第六十條の二十二第一項の規定による請求

第二十三條第一号リの次に次のように加える。
又 意匠法第六十條の七の規定による意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けた

い旨を記載した書面の提出

第二十三條第二号中「からタまで」を「からソまで」に改め、同條第三号中「第二十九号から第三十一号まで」を「第三十一号から第三十三号まで」に「からタまで」を「からソまで」に改め、同條第七号中「からハまで」を「からホまで」に改め、ハを削り、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとする。

第二十三條の四第一号及び第二号中「からタまで」を「からソまで」に、「第二十九号から第三十一号まで」を「第三十一号から第三十三号まで」に改め、同條第十五号中「同規則」を「同令」に、「同施行規則」を「同令」に改め、同條第二十五号中「からタまで」を「からソまで」に改める。

第三十四條の二中「第二十七号、第二十八号、第二十九号及び第三十六号から第三十八号まで」を「第二十九号、第三十号、第三十五号及び第三十八号から第四十号まで」に、「第二十九号から第三十一号まで及び第四十号」を「第三十一号から第三十三号まで及び第四十二号」に改め、同條第十四号及び第二十一号中「行つた」を「行つた」に改め、同條第四十一号を第四十三号とし、第三十三号から第四十号までを二号ずつ繰り下げ、同條第三十二号中「行つた」を「行つた」に改め、同号を同條第三十四号とし、同條中第二十七号から第三十一号までを二号ずつ繰り下げ、同條第二十六号中「行つた」を「行つた」に改め、同号を同條第二十八号とし、同條中第二十五号を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七 意匠法第六十條の二十二第一項の規定による個別指定手数料の返還の請求

第三十四條の二第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 意匠法第六十條の七の規定による意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けた

い旨を記載した書面の提出

第三十五條第二項中「あつて」を「あつて」に、「よつて」を「よつて」に改める。

第六十條の十中「同条」を「第四十二條の二」に、「第六十條の二及び第六十條の三」を「第六十條の三及び第六十條の四」と、第四十三條中「情報処理業務」とあるのは「先行技術調査業務」に改める。

附 則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。